また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。

⑻　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年12月10日付東京航空局長）に示すところにより東京航空局長から本工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

ただし、特定ＪＶ以外の単体有資格業者にあっては、次に掲げる⒜から⒣の条件を満たしていること。

⒜　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⒝　東京航空局における建築工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⒞　東京航空局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては1,000点以上であること。（上記⒝の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が上記に示す点数以上であること。）

⒟　会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（上記⒝の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⒠　平成10年４月１日以降に、元請として完成・引き渡しが完了した、下記における全ての要件を満たす新築若しくは増築工事（躯体、外装、内装を含む建築一式工事）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の者に限る。）。

㋐　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㋑　工事規模

①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格者：延床面積6,500㎡以上

㋒　建物用途　事務所、庁舎

上記の㋐から㋒の全ての条件を同一の工事で満たすこと。

但し、特定ＪＶの代表者以外の構成員は上記㋑でいう工事規模が4,000㎡以上でよい。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⒡　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年６月28日付空経第386号。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒢　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒣　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　⑴⑷㋐～㋒に掲げる全ての条件を同一の建物で満たす工事の実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が支出負担行為担当官東京航空局長が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりとする。

⒜　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

⒝　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者の通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに、提出した申請書及び資料の取り下げ若しくは入札の辞退を行うこと。

また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

⒜　「下部構造（基礎、地中梁）におけるコンクリートの品質確保」及び「近接構造物（管制塔、空港管理ビル、擁壁）及び地下構造物（共同溝）に対する施工上の配慮」を評価項目とする。

⒝　入札参加者は価格及び「成田国際空港庁舎（運用棟）新築工事」における「施工計画」の提案をもって入札し、次の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　提案について　予定価格を超えない入札者に対して、提案が適切であれば、標準点として100点を与えるものとする。加算点については最高点を40点とする。以下に具体的評価項目及び配点の概要を示す。

・「下部構造（基礎、地中梁）におけるコンクリートの品質確保」：提案を３段階で判定し、その評価に応じて、４／２／０点の加算点を与える。最大５提案までとする。